

【資料1】

湖南省国民健康保険税納期の変更について

税務局 税務課

湖南地域 5 市（草津市・守山市・野洲市・栗東市・湖南市）共通基幹システム導入による国民健康保険税の本算定期、納期変更のための条例改正について

平成 31 年（2019 年）10 月から湖南地域 5 市（草津市・守山市・野洲市・栗東市・湖南市）で共通の基幹系システム利用し運用コスト、経費削減を図る取組が進められています。この基幹系システムは国民健康保険税だけでなく、住民記録システムなど市の住民サービス業務を一括に管理できるものです。

すでに先行して草津市・守山市で稼働しており、最終的に平成 31 年（2019 年）10 月から残り 3 市が稼働するよう、すでに 5 市全体の方針として協議決定がなされています。

湖南市においては、この基幹系システムを稼働するにあたり、システムの共通化を図るため納期限と本算定期の変更が必要となります。

| | | | | | |
|----|-----|--------|------------|------|---------------|
| 現状 | 草津市 | 6 月本算定 | 納期 6 月～3 月 | 10 期 | 暫定なし |
| | 守山市 | 6 月本算定 | 納期 6 月～3 月 | 10 期 | 暫定なし |
| | 野洲市 | 6 月本算定 | 納期 6 月～3 月 | 10 期 | 暫定なし |
| | 栗東市 | 6 月本算定 | 納期 6 月～3 月 | 10 期 | 暫定なし |
| | 湖南市 | 7 月本算定 | 納期 4 月～3 月 | 11 期 | うち 4 月・5 月が暫定 |

湖南市だけが異なる納期設定をする経費的負担と、これからの滋賀県下において想定されている広域化を鑑みれば他市に湖南市があわせていくのが順当であると思われます。このため、平成 31 年度（2019 年度）から 6 月本算定、納期を 6 月～3 月の 10 期に変更するため平成 30 年度（2018 年度）に議会に諮り条例の改正を行います。

なお、納期が 11 期から 10 期に減少するため収納率に影響する可能性がありますが、収納率の維持については収納担当と協議し影響がないよう努めていく予定です。